

## 建設工事工区設定発注事務処理要領

平成18年9月1日

訓令第149号

### (趣旨)

第1 この要領は、安芸高田市が発注する建設工事について、市内に本店（建設業法（昭和22年法律第100号）第3条第1項の営業所のうち主たる営業所をいう。以下同じ。）を有する業者の受注機会の増大及び工期の短縮を目的として、同種工事を適正に設定した工区により発注するに当り、必要な事項を定める。

### (定義)

第2 この要領における「工区設定」とは、同一施工箇所を、二以上の区分に分割して請負契約を締結することをいう。

2 この要領における「同種工事」とは、安芸高田市建設工事指名業者選定要綱（平成16年訓令第64号）別表第1（工事種類別格付表）左欄に掲げる工事の種類が同一のものをいう。

ただし、積算基準による間接工事費の工種区分が違う場合にはこの限りでない。

3 この要領における「分割工事」とは、同一施工箇所を二以上に分割したことにより生じた複数の同種工事をいう。

4 この要領における「工区設定工事」とは、この要領に基づく審査を受けて、工区設定する工事をいう。

### (工区設定の審査)

第3 分割工事の工区設定を行なうとき当該工事を所掌する課長は、別記様式の工区設定審査伺（以下「審査伺」という。）を作成し、指名業者等選考委員会の審査を受けなければならない。

2 工区設定工事は、工期短縮効果及び市内に本店を有する業者の受注機会の増大効果を検討して行なうものとする。

### (工区設定工事の決定)

第4 工区設定工事の決定は、指名業者等選考委員会の審査を受け市長が決定する。

### 附 則

この要領は、平成18年9月1日から施行する。

別記様式

建設工事工区設定審査伺及び工区設定調書

担当課	
-----	--

整理 番号		審 査 年月日	
----------	--	------------	--

工 事 名					工事場所	安芸高田市
契約方法	(1)公募型指名競争入札 (2)その他の指名競争入札 (3)随意契約					
工区設定 の 理 由	(1)工期の短縮 (2)市内に本店を有する業者の受注機会の増大 (3)その他( )				諸経費の 計上方法	全体・個別
区 分	全 体	工 区	工 区	工 区	工 区	工 区
工 事 費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
標準工期						
発注予定		月上・中・下旬	月上・中・下旬	月上・中・下旬	月上・中・下旬	月上・中・下旬
工事内容						
審査結果	上記工区設定は、平成 年 月 日開催の指名業者等選考委員会において承認された。					